

船橋市道路用地の寄附に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市の道路用地として道路拡幅用地及び私道の寄附を受け入れる場合に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき船橋市が認定した路線をいう。
- (2) 認定外公道 前号に規定するものを除く市が管理する道路用地をいう。
- (3) 公道 道路法第3条第2号から第4号までに規定する道路又は既に一般交通の用に供されている認定外公道をいう。
- (4) 道路用地 市道及び認定外公道を構成する市が管理する土地をいう。
- (5) 道路拡幅用地 市道又は一般交通の用に供されている認定外公道と隣接している私有地をいう。
- (6) 私道 私人等が所有し管理する公道以外の道路をいう。
- (7) 私有地 私人等が所有する土地をいう。

(道路拡幅用地の寄附要件)

第3条 道路拡幅用地を市に寄附する場合は、第9条の寄附申請時まで次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 隣接する市道又は一般交通の用に供されている認定外公道に準じた舗装がされていること。
- (2) 路面に大きな損傷がなく、通行に支障がないと認められること。通行する歩行者、自転車等に対する必要な安全対策がなされていること。
- (3) 原則として管理の支障となる物件等が寄附地内にないこと。
- (4) 隣接地への土砂流出及び隣接地からの土砂流入について十分な対策がなされていること。
- (5) 寄附地と道路の高低差が解消していること。なお、高低差の解消については民地側で処理をしていること。
- (6) 勾配、側溝等により排水が適切に処理されるよう整備されていること。
- (7) 地下貯留槽等私有の地下埋設物がないこと。

- (8) 私有排水管等については、関係機関と寄附について協議が整っていること。
- (9) 寄附する私有地（以下「寄附地」という。）の分筆がされていること。
- (10) 道路境界が確定しており、境界標が必要な個所に設置されていること。
- (11) 寄附地の所有権が正しく登記されており、架空線等に対する地役権を除く所有権以外の権利がないこと。
- (12) 寄附地の相続登記が完了していること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた要件が満たされていること。

（私道の寄附要件）

第4条 私道を市に寄附する場合は、第9条の寄附申請時までに前条第2号から第12号までに定めるもののほか、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 公道から公道に通り抜ける私道であること。
- (2) 道路敷地の幅員が4 m未満の箇所がないこと。
- (3) 舗装整備されていること。
- (4) 原則として縦断勾配9 %以下であること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、滑り止め舗装等の安全対策がなされている場合に限り11 %以下とする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた要件が満たされていること。

（寄附事前調査申込）

第5条 市に道路拡幅用地及び私道を寄附しようとする者（以下「調査申込者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて、市長にあらかじめ寄附受入事前調査申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 登記事項証明書
- (4) 寄附しようとする箇所を確認できる現地写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 調査申込者は、市による対象地の調査及び対象地への立入りについてあらかじめ全ての土地所有者の承諾を得なければならない。

(事前調査及び関係各課への意見聴取)

第6条 市長は、前条第1項の申込みを受けたときは、現地調査及び関係各課への意見聴取を含む必要な調査を行うことができる。

(寄附事前調査回答)

第7条 市長は、第5条第1項の申込みを受けたときは、寄附受入れの可否を、調査申込者に寄附受入事前調査回答書(第2号様式)により回答するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、受入れを行う旨の回答をする場合には寄附に必要な条件を、受入れを行わない旨の回答をする場合にはその理由を付するものとする。

(調査回答の効力)

第8条 前条の回答の効力は、当該回答日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、周辺の開発等により現地の状況が回答時と明らかに異なり、市が当該回答によることが妥当でないと判断するときは、その効力を失わせることができる。

(寄附申請)

第9条 第7条第1項の回答を受領し、市に道路拡幅用地及び私道を寄附する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、市長に寄附申請書(第3号様式)を提出しなければならない。ただし、同条第2項の規定による条件が付与されている場合は、申請前にその条件を満たさなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 登記原因証明情報兼登記承諾書
- (3) 公図の写し
- (4) 登記事項証明書

- (5) 印鑑証明書
- (6) 資格証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- (7) 道路隣接土地所有者調書
- (8) 隣接境界確認書
- (9) 道路境界確定図
- (10) 地積測量図又はこれに準ずるもの
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、座標系世界測地の測地成果 2 0 1 1 の座標データを利用して前項の必要書類を作成するよう努めるものとする。

（所有権移転）

第 1 0 条 市長は前条の申請を受けたときは、内容の審査を行い、当該寄附申請が適正と認められる場合は、所有権移転登記を行うものとする。

2 市長は審査の結果、申請内容に不備があると認めるときは、申請者にその是正を求めることができる。

（寄附受入れ完了通知）

第 1 1 条 市長は前条の所有権移転登記が完了したときは、その旨を申請者に寄附受入通知（第 4 号様式）により通知するものとする。

（第三者への譲渡等の制限）

第 1 2 条 申請者は、第 9 条の申請後に、寄附地の権利を第三者に譲渡及び所有権以外の権利を新たに設定してはならないものとする。

2 前項に抵触した場合、市長は第 9 条の寄附申請を差戻すことができるものとする。

（費用負担）

第 1 3 条 第 1 0 条第 1 項に定める所有権移転にかかる登記の費用は、市が負担する。

（代理人の選任）

第 1 4 条 申請者は、第 9 条の申請を行うにあたり自ら測量、登記及び道路整備

等について十分な知識を有する場合を除き、代理人を選任しなければならないものとする。

- 2 前項の規定により代理人の選任又は変更があったときは、申請者は市にその旨を申し出なければならない。

(情報提供)

第15条 市は、寄附の手続きに関する情報のうち個人情報に該当しないものは、必要に応じて調査申込者、申請者及び代理人以外にも情報を提供できるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に寄附申請又は寄附の調査申し込みを受けた案件については、要綱の施行後においてもなお従前の例による。
- 3 町会・自治会単位で行う道路用地の寄附で、この要綱の施行前に協議済みである場合、市が当該協議済みの内容によることが望ましいと認めるときは、本要綱によらない取り扱いをすることができる。

寄附受入事前調査申込書

船橋市長 あて

申込者	
	住所：
	電話番号：
代理人	
	住所：
	電話番号：

下記土地について、寄附の調査を申し込みます。

記

地番	船橋市 番 ほか 筆
所有者	☐ 上記の申込者と同じ ☐ 下記の者 住所： 氏名：
添付書類	

〇 〇 〇 第 号
年 月 日

様

船橋市長

寄附受入事前調査回答書

年 月 日付で寄附受入事前調査申込みのあった土地について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 対象土地
2. 受入可否
3. 相談・協議の可否
4.

4.	{	寄附条件
		寄附受入れを行わない理由

第 3 号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話

寄附申請書

私所有、下記土地を道路用地として船橋市に寄附したいので、別紙書類を添えて申請します。

記

所 在	地 番	地 目	地 積 m ²

添付書類

〇 〇 〇 第 号
年 月 日

____様

船橋市長

寄附受入通知

年 月 日付で寄附申請のあった下記土地について、道路用地として寄附を受け入れるとともに、所有権移転登記が完了したので、通知いたします。

土地の所在

登記義務者

寄附受入日